

居宅介護支援契約書

様（以下「利用者」といいます）と居宅介護支援事業所あらたま（以下「支援事業者」といいます）は、支援事業者が利用者に対して行なう居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が居宅サービスを適切に利用できるように、支援事業者が利用者の依頼を受けて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成し、また、当該居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者や介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう居宅介護支援について定めることを目的とします。

（介護支援専門員）

第2条 支援事業者は、利用者の担当となる介護支援専門員に、利用者の居宅介護支援に関する業務を担当させます。

- （1） 利用者は、介護支援専門員が利用者 に不測の損害を与えたとき、その他必要と認めるときは、支援事業者に対し介護支援専門員の変更を求めることができます。
- （2） 支援事業者は、介護支援専門員に身分証を常に携帯させ、利用者または、その家族から求められたときは、これを提示させます。

（居宅介護支援の内容）

第3条 支援事業者は、利用者に対し、次に定める居宅介護支援を提供します。

- （1） 支援事業者は、利用者の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態区分変更認定、要支援認定、要支援更新認定、以下「要介護認定」といいます）に係る申請について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行いません。
- （2） 支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画書作成の際、利用者は複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求める事ができ、意向に沿った提案を行います。また、利用者は当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求める事ができ、その説明を行います。
- （3） 支援事業者は、第2号の居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行いません。
- （4） 支援事業者は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行いません。

- (5) 医療機関等へ入院された場合は、入院先の医療機関と連携を図り退院調整等をスムーズに行う事を目的に必要な最低限の範囲で情報提供を行います。また、医療機関等へ入院される際は担当の介護支援専門の氏名及び連絡先を医療機関等へ伝えて頂くものとします。
- (6) 介護支援専門員が実施状況の把握の際や、指定居宅サービス事業所等から伝達された利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。

(要介護認定等に係わる申請の援助)

第4条 支援事業者は、利用者に対し、次に定める援助を行ないます。

- (1) 支援事業者は、利用者の意思を踏まえ、利用者の要介護認定等の申請に必要な協力を行ないます。
- (2) 支援事業者は、利用者が、要介護認定等を受けていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに要介護認定等に係わる申請が行なわれるよう、必要な援助を行ないます。
- (3) 支援事業者は、利用者の要介護（要支援）認定更新の申請が、契約時における利用者の要介護（要支援）認定有効期間の満了日の遅くとも30日前に行なわれるよう、必要な援助を行ないます。
- (4) 第1号から第3号までの申請について、利用者が希望するときは、支援事業者は当該申請を代行して行ないます。ただし、この場合、支援事業者は第13条に定める利用料とは別に、申請代行のための費用を利用者から徴収することができます。

(居宅サービス計画原案の作成)

第5条 介護支援専門員は、次に定める事項を遵守し、居宅サービス計画原案の作成業務を行ないます。

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の作成の開始に当たり、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者及びその家族を訪問して面接を行なうことにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に即した居宅サービス計画原案を作成します。
- (3) 介護支援専門員は、第2号の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象かどうかを区別した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

(居宅サービス計画原案作成上の義務)

第6条 介護支援専門員は、第5条の居宅サービス計画原案の作成に当たって、次に定める事項を遵守します。

- (1) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行なう会議をいいます。）開催等により、居宅サービス計画原案の内容について、サービス担当者から専門的見地からの意見を求めます。
- (2) 当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由の説明を行います。

- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師（以下「主治医」といいます。）の意見を求めます。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、当該指定居宅サービス等に係わる主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意を尊重してこれを行いません。
- (5) 利用者は、介護支援専門員が第1号から第4号の義務を履行するに当たって、可能な限り介護支援専門員に協力します。

（居宅サービス計画の作成）

第7条 介護支援専門員は、第5条及び第6条に定める事項を履行した後、利用者の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成し、利用者に提示します。
利用者は手続きを行なうに当たって、可能な限り介護支援専門員に協力します。

（居宅サービス計画実施状況の管理）

第8条 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後も計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等の連絡調整その他の便宜の提供を行いません。

- (1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅における日常生活が困難になったと認める場合、又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

（善管注意義務）

第9条 支援事業者は、利用者から依頼された業務を行なうに当たっては、善良な管理者の注意をもって法令を遵守し、誠実にその業務を遂行します。

（公正中立業務）

第10条 支援事業者は、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類のみに偏ることのないよう、また、特定の居宅サービスを利用するよう利用者を誘導し、或いは、利用者に指示すること等により特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう、公正中立に居宅介護支援を提供します。前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合は別紙にて説明し、この情報は、介護サービス情報公表制度においても公表します。

（秘密保持義務）

第11条 支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。

- (1) 支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

- (2) 介護支援専門員は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族から文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を使用できません。

(契約期間)

第12条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、利用者の契約時の要介護認定有効期間の満了日が契約期間満了日より前に到来し、要介護認定が更新される場合は、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもってこの契約期間の満了日とします。

- (1) 前項の契約満了日の7日以上前までに利用者から文書による解約の申し出がないときは、この契約はさらに6ヶ月間同一の内容で更新されます。更新後の契約についても、第1項のただし書きが適用されます。

(利用料)

第13条 この契約に基づく居宅介護支援に要する費用は、利用者の保険者である市町村に請求します。ただし、利用者の被保険者証に支払い方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、利用料を支援事業者を支払わなければならない旨の記載）があるときは、利用者は一旦第2項に規定する利用料金を支援事業所に支払います。

- (1) 第1項に規定する利用料金は、1月当り、「要介護1～2」の方は11,088円、「要介護3～5」の方は14,406円です。
- (2) 第1項ただし書きにより利用者が利用料金を支援事業者を支払った場合、支援事業者は、利用者に領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を発行します。利用者は、この証明書を後日利用者の保険者である市町村の窓口に掲示すれば払い戻しを受ける事ができます。
- (3) 支援事業者は、利用者の希望により、通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を提供する場合には、これに要した交通費の支払いを利用者に請求できます。
- (4) 支援事業者は、第2項に規定する費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、予め利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(契約の終了)

第14条 利用者は、いつでもこの契約を解約できます。ただし、利用者が、この契約を解約することにより支援事業者に不測の損害を生じさせる場合には、次に定めるところによりその損害を賠償する必要があります。

- (1) 契約後、居宅サービス計画作成途上で利用者の申し出により解約した場合
要介護度が「要介護1～2」のときは11,088円、「要介護3～5」のときは14,406円
- (2) 市町村への居宅サービス計画の届出終了後に解約した場合、解約料はかかりません。
- (3) 支援事業者に不足の損害を生じさせる場合は、(1)に準じた解約料を支援事業所に支払うものとします。

2 支援事業者は、原則としてこの契約を解約することはできません。ただし支援事業者は、次の事由に該当する場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行なったと認めるとき。
 - (2) 利用者又はその家族等が支援事業者や介護支援専門員に対し、パワーハラスメント（暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為）やセクシャルハラスメント（身体を触る、手を握る、性的な言動をする）や、その他ハラスメント行為等により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合。
- 3 支援事業者は、やむをえない事情があるときは、1ヶ月間の予告期間において、利用者に理由を示すことにより、この契約を解約することができます。この場合において、支援事業者は、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を利用者に提供します。
- 4 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合、損害賠償義務は発生しないものとします。
- (1) 利用者が介護保険施設、医療機関に入院又は入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

(情報の保存、開示義務)

第15条 支援事業者は、利用者の居宅サービス計画、その他の居宅介護支援の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後2年間保存します。又、ご本人・ご家族の要請に応じて開示いたします。

- 2 第14条1項の規定により利用者がこの契約を解約した場合で、支援事業者に対し他の居宅介護事業者の利用を希望する場合又は第14条3項の規定により支援事業者が止むを得ずこの契約を解約した場合、その他利用者から申し出があった場合には、支援事業者は利用者に対して直近の居宅サービス計画及びその実地状況に関する書類を交付します。

(損害賠償)

第16条 支援事業者は、居宅介護支援を提供する上で、この契約の条項に違反し、又は、利用者の居宅サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(裁判管轄)

第17条 利用者及び支援事業者は、この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(基本姿勢)

第18条 支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

- 2 支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- 3 支援事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

- 4 支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を行うに当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には必要な措置を講じます。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用者及び支援事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成を証するため、この契約書2通を作成し、利用者及び支援事業者が確認の上、各自1通を所持します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

事業所 所在地 浜松市浜名区宮口 3152 番地

名 称 居宅介護支援事業所あらたま

管理者 鈴木 美保子

代表者氏名 社会福祉法人 大善福社会

理事長 大城 一 印